

兵庫県公報

平成23年 7月29日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成23年 7月29日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第13号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「次項」の右に「及び第32条の2第4項」を加える。

第32条の2に次の1項を加える。

- 前2項の規定にかかわらず、小児科を標榜する医療機関（管理者が指定する医療機関に限る。）で行う診療応援業務で、その一部又は全部が深夜において行われるものに従事したときの診療応援手当の額は、勤務1回につき、45,000円とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定は、平成23年7月1日から適用する。